大田原市
各地区公民館ご利用ガイド

生涯学習課中央公民館係
大田原市本町1丁目４番１号　本庁舎４階
☎　0287-23-2005

公民館の基本情報

開館時間

・午前９時から午後１０時まで

休館日

・祝日、年末年始（１２月２９日から１月３日まで）

使用料

使用区分	使用料（１時間あたり）
会議室	３００円
和室	３００円
調理室	５００円
体育室	１，０００円
多目的ホール	６００円

※活動時間が１時間に満たない場合は、１時間として徴収します。

※使用料減免となる場合があります。詳しくはp４をご確認ください。

＜フリースペースについて＞

各地区公民館のロビーなど、無料でご利用できます。

＜学習スペースについて＞

長期休暇中、学習スペースを開設いたします。

日程などは、各地区公民館に問い合わせしてください。

※長期休暇中に、学習室を開設する地区公民館がある場合は、

その都度、日程等をホームページ等でご案内いたします。

公民館の使用までの流れ

〈事前準備〉

・使用許可基準を満たしているか確認する【ｐ３】

・団体登録の条件を確認し、団体登録を行う【ｐ３】

・使用料減免対象か確認する【ｐ４】

〈公民館使用３日前まで〉

・使用許可申請書を提出する【ｐ５】

・使用料を納入する（対象の団体のみ）【ｐ５】

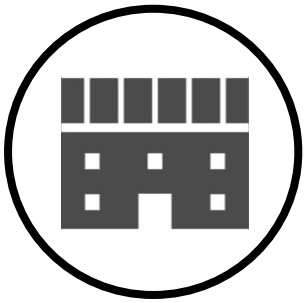

〈当日〉

・使用上の注意を確認し、適切に使用する【ｐ５】

公民館利用についての詳細は

各地区公民館へ問い合わせください。

①使用許可基準について

地区公民館は、「社会教育法第２条」に基づき、**個人での利用はできません。**

また、地区公民館では、「社会教育法第２３条」及び「大田原市公民館条例第６条」を貸出基準の根幹としているため、**次に該当する場合は使用することができません。**

- 秩序又は風俗を乱すおそれがあると認めるとき
- 政治的又は宗教的活動にわたるおそれがあると認めるとき
- 営利を目的とする販売行為があると認めるとき
- 管理上支障があると認めるとき
- 教育委員会が適当でないと認めるとき

※使用許可の見直しについて、令和６年度第１回公民館運営審議会により、
貸出基準の見直しをおこないました。
令和６年７月１日より、営利団体や政治関係等の使用については、
ｐ６～７に掲載している使用許可基準の一覧表を基に貸出を行います。

②団体登録

〈団体登録に必要な条件〉を満たしているか確認し、各地区公民館において「団体登録申請書」を提出してください。（団体登録申請書は各地区公民館に用意しています。）

〈団体登録に必要な条件〉

- 代表者が大田原市民であること
- 団体の構成人数が５名以上であること

③使用料減免の基準について

下記にあげる特別な理由に該当する場合は、**使用料が減免となります。**

【特別な理由】

① 市が主催又は共催する事業等で使用する場合

② 国または地方公共団体、その他の公共団体及び公共的団体が公共事業のため使用する場合

③ 市内の保育園施設、幼稚園、小学校、中学校または高等学校等が公益又は教育の目的で使用する場合

④ 市内の自治会組織、子ども育成会、ＰＴＡ、老人クラブ連合会、地区公民館運営協議会等が公益の目的で使用する場合

⑤ 国や地方公共団体が事務局となる団体等が公益の目的で使用する場合

⑥ 国や地方公共団体より委嘱を受けたもので組織する団体等が公益の目的で使用する場合

⑦ 大田原市社会福祉協議会、大田原市文化協会、大田原市体育協会が主催又は共催する事業もしくは公益の目的で使用する場合

⑧ 教育委員会関係団体が公益の目的で使用する場合

⑨ 福祉団体が公益の目的で使用する場合

⑩ 市内のスポーツ団が公益の目的で使用する場合

⑪ 市内の非営利活動法人が公益の目的で使用する場合

⑫ その他、市長が認めた団体等が公益の目的で使用する場合

④使用許可申請書の提出・使用料納入

〈使用許可申請書〉

使用許可申請書は、**【使用期日の３日前までに】**各地区公民館に提出してください。申請書は各地区公民館に用意しています。

（大田原市公共施設予約・案内システムから手続きをすることも可能です。詳しくは、大田原市ホームページをご覧ください。）

〈使用料納入〉

使用許可申請とともに、使用料減免でない団体は使用料の納入が必要です。使用料の納入は**【使用期日の3日前までに】**納入してください。

公民館使用料の納入方法は、【各地区公民館の窓口にて現金での納入】が基本となります。

⑤公民館使用上の注意

☆公民館利用の際は下記の注意を守り、適切に使用してください。

- 使用時間（**準備、清掃時間も含む**）は厳守してください。
- 許可を受けた目的以外に使用しないでください。
- 定められた厳守事項や禁止事項に反した場合は、許可の取消または使用の停止をすることがあります。
- 他の利用者に迷惑をかける行為はしないでください。
- 使用許可の権利を他人に譲与または転貸しないでください。
- 施設、設備等の破損は職員に必ず連絡してください。
- 使用した備品は必ず清掃し、元の位置に戻してください。
- 部屋の出入口は施錠しないでください。
- 飲酒はしないでください（通常の飲食は可）。

使用許可基準の一覧表

【営利団体等】（会社、商店その他の営利を目的とした団体）

使用目的	許可 不許可
大田原市内に本社、事務所、営業所がある企業（商店を含む）、または、大人数が集まれる会場がない地域において、企業等による会議や一般研修	許可
面接及び入社（採用）試験	許可
社員の厚生事業	許可
地域振興につながる事業	許可
社会教育及び社会福祉に関する事業	許可
商品の販売	不許可
商品の展示、注文、試食、実演等	不許可
促進販売や商品開発のための会議や一般研修	不許可
会社説明会	不許可
公益に寄与すると認められない場合	不許可

※申請の際に、当日使用する資料、収支計算書等を提出してください。

＜その他の禁止事項＞

・ポスターの張り出し

・リーフレットやちらし、パンフレットの配布

【政治関係】

使用目的	許可 不許可
研修会、学習会	許可
市政・県政・国政報告会	許可
議会報告会	許可
政策や政治に関する学習活動等のうち、公民館利用者に対する示威的行為や勧誘を伴うものであるとき	不許可
公職選挙法に基づく個人演説会を除く、選挙運動としての演説会、集会、検討会、決起大会等	不許可
講演会の決起大会等	不許可
特定の政治団体の事務作業	不許可
その他公民館の政治的中立性に対する市民の信頼を損なう政治的活動を行うとき	不許可

※研修会、学習会、報告会等については、一般市民に広く呼びかけて開催すること。

＜その他の禁止事項＞

・ポスターやスローガン等の張り出し

・リーフレットやちらし、パンフレットの配布

＜公民館利用案内について＞

・公民館利用についての詳細は各地区公民館へ問い合わせください。

・営利団体等、政治関係、宗教関係についての利用については、総合的に判断して許可判断を行います。

お問い合わせ先

公民館名	住所	電話番号	FAX番号
大田原東地区公民館	若草1-1287-1	24-2777	24-2777
大田原西地区公民館	浅香3-3578-747	23-8719	22-6892
金田北地区公民館	市野沢1988-1	23-3253	23-3253
金田南地区公民館	南金丸1870-5	23-2260	23-2260
親園地区公民館	花園1973	28-2444	28-2444
野崎地区公民館	野崎2-26-2	29-2605	29-2605
佐久山地区公民館	佐久山2287-1	28-0872	28-0872
湯津上地区公民館	湯津上5-776	98-3425	98-3422
黒羽川西地区公民館	黒羽田町848	54-0184	54-0187
両郷地区公民館	中野内773	59-0111	59-8900
須賀川地区公民館	須佐木53	57-0111	57-0167